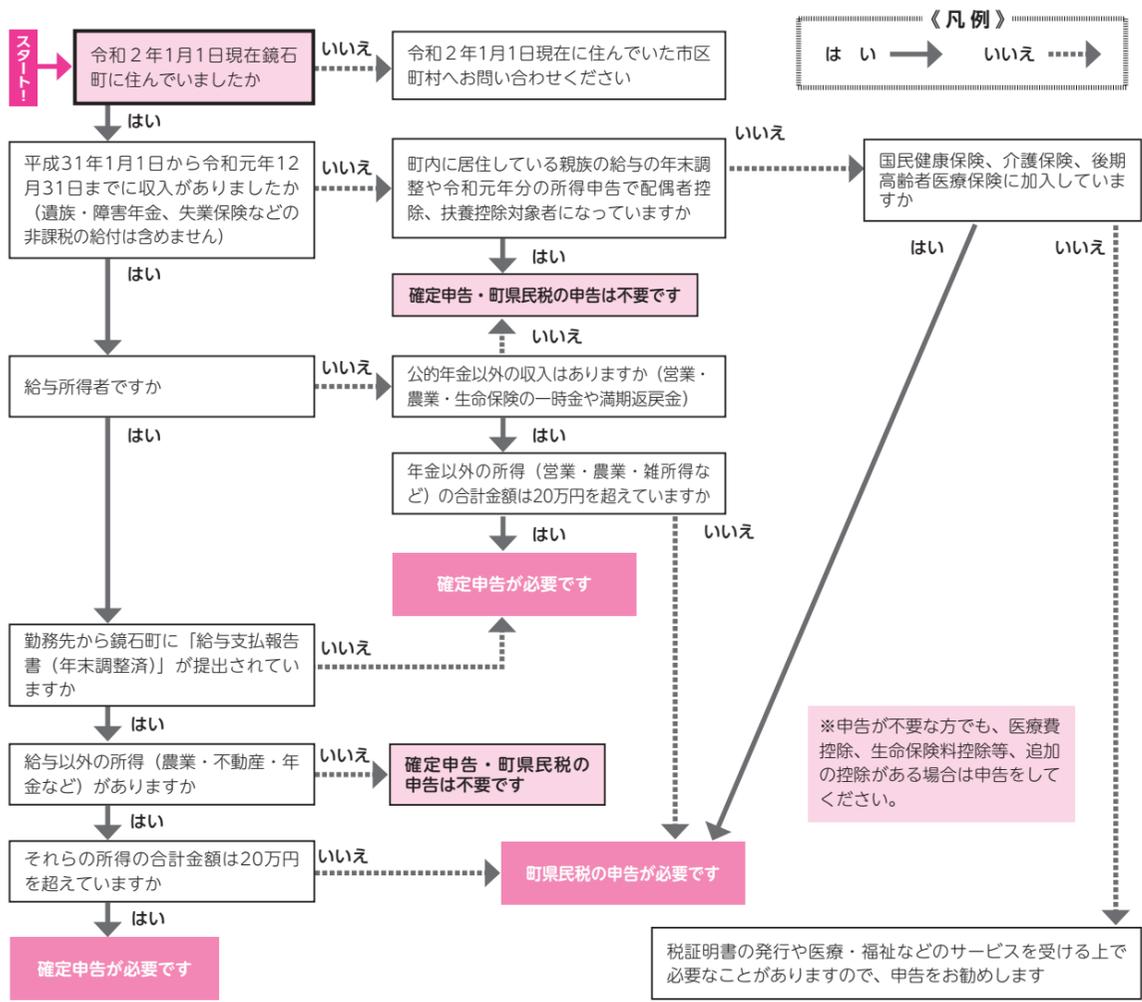


# 申告相談フローチャート



# 申告相談日程表

◎会場：町勤労青少年ホーム ◎受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月17日	月	公的年金のみ	3月2日	月	1区・2区・3区・4区
2月18日	火	仁井田・さかい	3月3日	火	1区・2区・3区・4区
2月19日	水	仁井田・さかい	3月4日	水	鏡田・高久田
2月20日	木	久来石・笠石	3月5日	木	鏡田・高久田
2月21日	金	久来石・笠石	3月6日	金	鏡田・高久田
2月25日	火	久来石・笠石	3月9日	月	鏡田・高久田
2月26日	水	久来石・笠石	3月10日	火	成田・豊郷・旭町
2月27日	木	1区・2区・3区・4区	3月11日	水	成田・豊郷・旭町
2月28日	金	1区・2区・3区・4区	3月12日	木	成田・豊郷・旭町
			3月13日	金	成田・豊郷・旭町
			3月16日	月	予備日

●問い合わせ先  
 税務町民課 ☎ 62-2114  
 申告会場 (申告期間中のみ) ☎ 62-6500

# 令和元年分 確定申告を忘れずに!

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

会場 鏡石町勤労青少年ホーム

## 申告相談に必要なもの

- 身分証明書
- マイナンバーがわかる書類
- 印鑑
- 給与や年金収入のある方は令和元年分の源泉徴収票の原本 (コピー不可)
- 令和元年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払証明書または領収書
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料 (地震保険等) の支払証明書
- 障がい者の方は、そのことが確認できる障害者手帳等
- 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書 (医療費の領収書の場合は金額を合計すること)
- 営業、不動産、農業所得者は収支のわかる内訳書など
- 住宅借入金等特別控除等を受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内の書類
- 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額のわかるもの (前年の確定申告書)
- 所得税が還付される方、口座振替による納付を希望される方は、通帳など銀行名や口座番号がわかるもの

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月17日(月)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成31年1月から令和元年12月までの所得を申告していただくもので、この内容が令和2年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

## 町県民税申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在で、鏡石町に住所または居所を有し、次のいずれかに該当する方は、町県民税の申告が必要です。
- 給与収入や公的年金収入のほかに、農業、営業、不動産などの収入があった方
  - 令和元年中に会社を退職し、年末調整が済んでいない方
  - 生命保険の一時金、満期返戻金の収入があった方
  - 昨年中に収入がなかった方や遺族年金・障害年金などの非課税年金受給者で、税法上の扶養になっていない方
- ※申告が必要かどうか分からない場合は、3ページの申告相談フローチャートをご確認ください。

災害により被害を受けられた方へ ●問い合わせ先 須賀川税務署 個人課税部門 ☎ 75-2194

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
 災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。

	①所得税法 (雑損控除)	②災害減免法 (税金の軽減免除)								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (※1)	住宅または家財の損失額 (※2) が、その価額の2分の1以上である場合								
控除額の計算 または所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額 (※2) - 所得金額の10分の1 ② 損失額 (※2) のうち 災害関連支出の金額 - 5万円	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。この繰り越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。</li> <li>・災害関連支出の金額に係る領収書は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出 (資産が受けた損害部分を除く)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年 (やむを得ない事情がある場合には3年) 以内に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。</li> </ul> <p>(※1) 生活に通常必要な資産                  棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。                  (※2) 損失額                  資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。</p>								